

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第146回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

12月13日、日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会を設置した。

また、同日、12月10日に国会に提出された金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告について越智金融再生委員長から説明が行われた。同報告の内容は、①長銀及び日債銀に係る特別公的管理、②国民銀行等に対する金融整理管財人による管理、③預金保険法に基づく破綻金融機関の処理等、④預金保険機構の各勘定の使用状況などである。

(2) 委員会経過

○平成11年10月29日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成11年12月13日（月）（第2回）

- 日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。
- なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について越智金融再生委員会委員長から説明を聴いた。

○平成11年12月15日（水）（第3回）

○金融問題及び経済活性化に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。